



大阪狭山市マスコット
キャラクター「ざやりん」

Part2

大阪狭山市の任期付職員として勤務して —地方自治体のニーズと弁護士の役割—

大阪狭山市総務部庶務グループ主幹 弁護士 山元 真里 (61期) (行政連携センター運営委員会委員)

私は、平成25年4月より、2年の任期で、大阪狭山市総務部庶務グループにて勤務しております。以下、勤務状況等についてご紹介致します。

1 大阪狭山市の概要

大阪狭山市は、大阪府の南東部に位置し、人口約5万8000人の比較的小規模な市です。市役所の最寄り駅である大阪狭山市駅は、難波まで電車で20分余りと交通の利便性が良く、市のほぼ中央に狭山池があります。狭山池は約1400年前に築造された日本最古のダム式のため池です。桜の名所でもある池の周遊路にはいつもマラソン、散歩をする人の姿があり、公園には子どもたちの声があふれ、住環境にも優れています。東洋経済新報社が発表する「住みよさランキング」では、ここ数年大阪府内では箕面市に次いで2位となっています。市役所の職員は約420人で、職員同士はお互いのことを比較的良好に知っていますが、私以外にも情報統計グループの課長が民間企業の出身者であるなど、外部からの意見も積極的に取り入れようとの雰囲気もある職場です。

2 任期付職員採用の経緯等

大阪狭山市で任期付職員の採用を決めた経緯や狙いについては、地方分権が進む中、市の業務において法律に関する専門的な判断が必要な場面が増加していること、弁護士資格を有する者を採用することで法令遵守の意識を浸透させ、自分で判断できる職員を育成したいということがあったと伺っています。

3 配属と現在の業務内容等

私の配属されている総務部庶務グループは、課長を含め合計7名で、大きくは契約事務と例規事務に分かれており、私は例規事務を担当しています。他に情報公開・個人情報保護や行政区域に関

すること、議案の作成、公印の管理、郵便事務などグループとしては広範囲の業務を担当しており、職員は皆重要な文書を検討する傍ら事務作業も迅速にこなしています。職員の仕事ぶりを見ていると、人員は削減されている一方で国や府から権限移譲がなされ対応すべき案件が増えていることもあり、業務量が多いように感じています。

私自身の主な職務内容としては、①職員からの法律相談、②条例規則等の制定改廃に係る審査、③行政不服審査等に対する助言・指導、④職員の育成（研修）、⑤訴訟案件等への対応（顧問弁護士との窓口や指定代理人として）などが挙げられます。

①の法律相談については、市の全ての部署で生じた法律問題について相談を受けています。どの部署からの相談が多いということはなく、担当部署によって多種多様な問題が持ち込まれ、関連する法令もかなり広範囲にわたっています。概ね担当者からの事情聴取、関係法令の確認、法的問題の整理、必要に応じた判例や文献の調査を経て回答するという流れで進めていますが、この点は弁護士事務所での通常業務と差異はないと思います。他方で、現場に身を置いているため文書の確認や職員からの聴取をすぐにでき、証拠の探索にある程度関与できるため、じっくり事実の聴取ができるのは違う点です。市の職員は担当分野については詳しい知識を有しているため、制度の概要や運用実態などを聞き、共に逐条解説や判例等を検討することもあります。また、自治体の場合は、当該事案の当事者との関係だけでなく、法令の規定をもとに他の事案との公平性を保つという観点も必要であるため判断が難しい場面もあるように思います。相談に来られる職員は「つまらないこと



なんですけど、ちょっといいですか？」という場合もあれば、深刻そうな顔で「厄介な案件があるんやけどなあ」という場合もあります。稀に、窓口での対応に苦慮する事案だと電話で連絡を受け、私も一緒に対応することもあります。いずれにしても困った顔をして来られた職員が安堵した顔、晴々した顔で元の業務に戻って行かれる様子を見ると大変やりがいを感じます。

②の例規審査については、他の職員と共に決裁に関与しています。この点は通常の弁護士業務では行っていなかったことでもあり、契約書の作成業務やこれまで目にした法令の文言等を念頭に、詳しい職員と法制執務のルールを確認の上協議し、検討しています。

その他の業務のうち、④の職員の育成に関しては、本年度は、主に特定の職員を対象に民法、地方自治法、行政救済法等の研修を行いました。それ以外の日常業務の中で、法律相談や例規審査等の折に、条文を意識して説明し、文献や判例があればコピーして渡すようにしたり、確認事項、伝えるべき事項があるときには可能な限り担当者の部屋に出向いて話をしたりしています。その結果、多くの職員と話す機会が増え、いつでも相談に来てもらいやすい環境を作ることができるのではないかと考えています。

4 任期付職員として弁護士が自治体に入ることの意義

弁護士にとっては、一般的には弁護士の仕事は何かということ職員一人一人に理解して頂く機会になり、個人的にも通常の事務所での業務では得られない経験をできる貴重な機会であると思います。自分の意見が市の施策や条例・規則等の文言に反映されていくことは責任感もある一方で成果が目に見えるためやりがいがあり、また同じ庁舎で働く職員と共に問題を見つけ出し、悩みを解決していくことは依頼者と弁護士の関係以上に緊密なため達成感があります。加えて、行政の専門分野についての話を聞くのは大変興味深く、純粋に多様な年齢の方と話す機会が増え楽しいです

(私の場合、幸い職員の方が皆親切で、職場環境に恵まれており、業務外でも育児の話、家事と仕事の両立の話などを聞くことはとても参考になります。)

他方で、自治体にとっての効果はどれほどあるかは、私自身もまだ採用されてから1年足らずで、確たるものは分かりませんが、先日ある課長から「山元さんが来てから仕事のやり方が変わったわ。やっぱり常に法的に問題がないか意識するようになったもんねえ。」と言われました。直接私が決裁に関与している部署ではありませんが、相談業務等を重ねるうちにそのような意識を持っていたいのであれば、多少なりとも効果はあるのかなと感じています。自治体としては住民監査請求等の可能性も意識して業務を行わなければならない中で、職員が日々の業務で疑問や負担に感じていることを弁護士が法的にサポートすることは、安全かつ効率のよい業務遂行に資するのではないかと、法的に十分でない面を見つけ出し改善する力を後押しできるのではないかと考えています。

5 弁護士会との連携

私自身は弁護士登録を継続しているため、研修への参加や図書室の利用だけでなく委員会にも所属しています。もっとも日中の委員会にはなかなか参加できず十分な活動ができておりませんが、行政連携センター運営委員会や行政問題委員会の委員の皆さんがお声かけ下さり同委員会などへ所属し、シンポジウムや意見交換会等へ参加する機会がありました。自治体の職員や任期付職員も含め情報を交換したり、最前線の研究内容を知る機会となり大変有難く心強く感じております。

もとより、修習中、弁護士登録後お世話になった方に教えていただいたことは、今私が業務を行う上で何よりの指針となっています。私自身は市の業務の中にはまだまだ検討すべき点も感じていますので、弁護士会の皆様のご協力を得て業務を遂行していければと思っています。今後ともご指導賜りますよう宜しくお願い申し上げます。